

第67期司法修習生に対して実施された経済的支援策
(兼業禁止の緩和) について

法曹養成制度検討会議や法曹養成制度関係関係会議から、法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動について兼業を認めるべきとの提言をいただいたことを受けて、最高裁判所において兼業許可の在り方について検討した結果、修習専念義務が定められた趣旨に反しないと考えられる一定の範囲で、兼業許可の運用を緩和することとした。

今回の兼業の緩和に当たっては、修習専念義務が定められた趣旨から見て不相当かどうかという観点から判断している。許否の検討に当たっては、申請書に記載された兼業先、業務内容、業務従事時間等の事情を確認した上で判断している。

1 第67期司法修習生における兼業許可の申請数、許可数及びそれらの全司法修習生に対する割合(上記緩和型に関するもののみ)

(申請人数)

142人(平成26年1月31日現在)

(許可人数等)

許可人数 142人

司法修習生 1972人

司法修習生に占める割合 7.2パーセント

(いずれも平成26年1月31日現在)

2 許可された業務内容及び勤務先等の詳細

- 法科大学院における講義・ゼミの講師、学修相談、教材作成、答案添削・採点等
- 司法試験等受験予備校における講義・ゼミの講師、個別指導、教材作成、答案添削・採点等
- 学習・進学塾の講師、家庭教師等

3 許可されなかった業務内容及び勤務先等の詳細

不許可としたものはない。

4 兼業許可基準の具体的内容

具体的な許可基準は定めておらず、兼業の許否の判断に当たっては、業務内容や業務量、業務従事時間等からみて、精神的・身体的負担が重いため司法修習への専念を困難にするかどうか、中立公正性の要請や守秘義務との関係で問題がないかどうかといった観点から、事例ごとに個別具体的な事情を確認している。

5 兼業によって得られる収入の最高額及び最低額並びにその確認方法

兼業の内容として、時給や日給及び答案添削業務における答案1通当たり報酬単価等を確認しているが、実際に得られる収入金額については把握していない。

6 兼業に従事している時間の最高時間及び最低時間並びにその確認方法

許否の判断に当たっては、申請書及び勤務先の募集案内等の資料により兼業に従事する時間を確認しているところ、兼業に係る業務内容、従事期間、契約内容等により兼業従事時間は様々であり、一概には説明することは困難である。

ただし、許可となった事例についてはいずれも、基本的には休日等の司法修習に支障のない時間帯を利用して行う業務となっており、問題があるものは見当たらなかった。